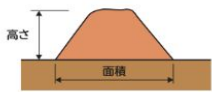
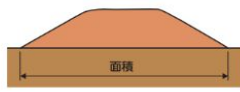


一時的な土石の堆積

宅地造成等工事規制区域（届出はない）

区域	宅地造成等工事規制区域（届出はない）		
対象規模	例えば… ●土石のストックヤードにおける仮置き 等		
	要件	⑥最大時に堆積する高さが 2m超 かつ面積が 300㎡超 となるもの	⑦最大時に堆積する面積が 500㎡超 となるもの
イメージ図			
手続き	許可		
法	第12条第1項		
施行令	第4条（政令で定める土石の堆積）		
施行規則	第7条第2項		
	第8条第10号（除外規定）		
鑑	別記様式第4		
添付書類	一 次の表に掲げる図面		
	図面の種類	明示すべき事項	縮尺
	位置図	方位、道路及び目標となる地物	一万分の一以上
	地形図	方位及び土地の境界線	二千五百分の一以上
	土地の平面図	方位及び土地の境界線並びに勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容、空地の位置、柵その他これに類するものを設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容並びに堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容	五百分の一以上
	土地の断面図	土石の堆積を行う土地の地盤面	五百分の一以上
	備考		
	断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること。 空地、雨水その他の地表水による堆積した土石の崩壊を防止するための措置及び堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置については、申請書と照合できるように番号を付すること。		
	二 第三十二条に定める措置を講ずるときは、当該措置の内容が適切であることを証する書類		
	三 第三十四条第一項各号に掲げるいずれかの措置を講ずるときは、当該措置の内容が適切であることを証する書類		
	四 土石の堆積を行おうとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真		
	五 許可を受けようとする者が個人であるときは、住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであって、氏名及び住所を証する書類		
	六 許可を受けようとする者が法人であるときは、次に掲げる書類		
	イ 登記事項証明書		
	ロ 役員の住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであつて氏名及び住所を証する書類		
	七 別記様式第五の資金計画書		
	八 法第十二条第二項第四号の全ての同意を得たことを証する書類		
	九 法第十一条の規定に基づく措置を講じたことを証する書類		
	十 前各号に掲げる書類のほか、都道府県が土石の堆積に関する工事の安全性を確かめるために特に必要があると認めて規則で定める書類（※裏面参照）		

特に必要があると認めて規則で定める書類（※）

- 一 申請に係る土地の区域の求積図
- 二 申請地における規制区域の位置を示す図面
- 三 宅地造成等に関する工事をしようとする土地の区域内の土地の最近三か月以内に発行された登記事項証明書及び公図の写し
- 四 工事主が次のイからハまでに該当しないことを誓約する書類（県規則第一号様式）
 - イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - 法又は法に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
 - ハ 法第十二条、第十六条、第三十条又は第三十五条の許可を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人又は組合である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人又は組合の役員であった者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。）
- 五 工事主（工事主が法人又は組合であるときは、その役員を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者に該当しないこと及びこれらの者が工事主の事業活動を支配していないことを誓約する書類（県規則第二号様式）
- 六 発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、次に掲げる書類
 - イ これらの者の住民票の写し若しくは個人番号カードの写し
又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証する書類
 - 当該株主の有する株式の数又は当該出資をしている者のなした出資の金額が確認できる書類
- 七 直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動 計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類、工事主の取引銀行の預金残高証明書又は融資証明書
- 八 工事施行者の登記事項証明書、事業経歴書及び工事施行者が建設業法（昭和二十四年法律第百号）第三条第一項の許可を受けていることを証する書類
- 九 設計者の資格に関する申告書（県規則第三号様式）
- 十 その他知事が必要と認める書類